

議第 1 1 1 号 呉市港湾管理条例及び呉市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

広島県が県内の放置艇の解消に係る方針として平成 3 0 年に策定した「放置艇解消のための基本方針」（以下「基本方針」といいます。）を見直したことに伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 基本方針の見直しの主な内容

広島県は、広島県管理水域において、プレジャーボート（広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成 1 0 年広島県条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定するプレジャーボートをいいます。以下同じ。）の係留を可能とする施設等の水域である小型船舶用泊地の指定を進めていますが、当該指定が難航しており、基本方針に掲げる目標最終年度である令和 4 年度での完了が見込めないことから、当該指定の目標最終年度を令和 6 年度まで延長することとしました。

また、当該延長に伴い、令和 5 年度から徴収する予定としていたプレジャーボートの係留に係る施設使用料についても、令和 7 年度から徴収を開始することとしました。

これらの見直しに伴い、広島県から、県内全体の足並みをそろえるため、県内各市においても同様の措置を講じるよう依頼がありました。

3 改正の内容

基本方針の見直しに伴い、公平性の観点から、プレジャーボートの係留に係る施設使用料について、広島県及び県内各市と同様に令和 7 年度から一斉に徴収を開始するため、当該使用料の徴収開始時期を令和 7 年度に延期するほか、関係規定の整備をするものです。

4 施行期日

公布の日

【参考】

プレジャーボートの係留に係る施設使用料

区分	単位	金額
重要港湾	船舶等の長さ 1 メートルにつき月額	3 2 0 円
地方港湾		3 0 0 円
第 1 種漁港		3 0 0 円

備考

1 船舶等の長さとは、次に掲げる長さの合計をいう。

(1) 係留するプレジャーボートの船舶の長さ

- (2) プレジャーボートの係留の用に供する栈橋及び渡橋の長さ
 - (3) プレジャーボートの係留に伴い必要となる通船及び物置船の長さ
- 2 前項の船舶等の長さに1メートル未満の端数があるときは、当該端数は、1メートルとして計算する。
 - 3 使用期間が1月に満たないとき又は使用期間に1月に満たない端数があるときは、その使用期間又はその端数の期間を1月とみなして使用料を計算する。